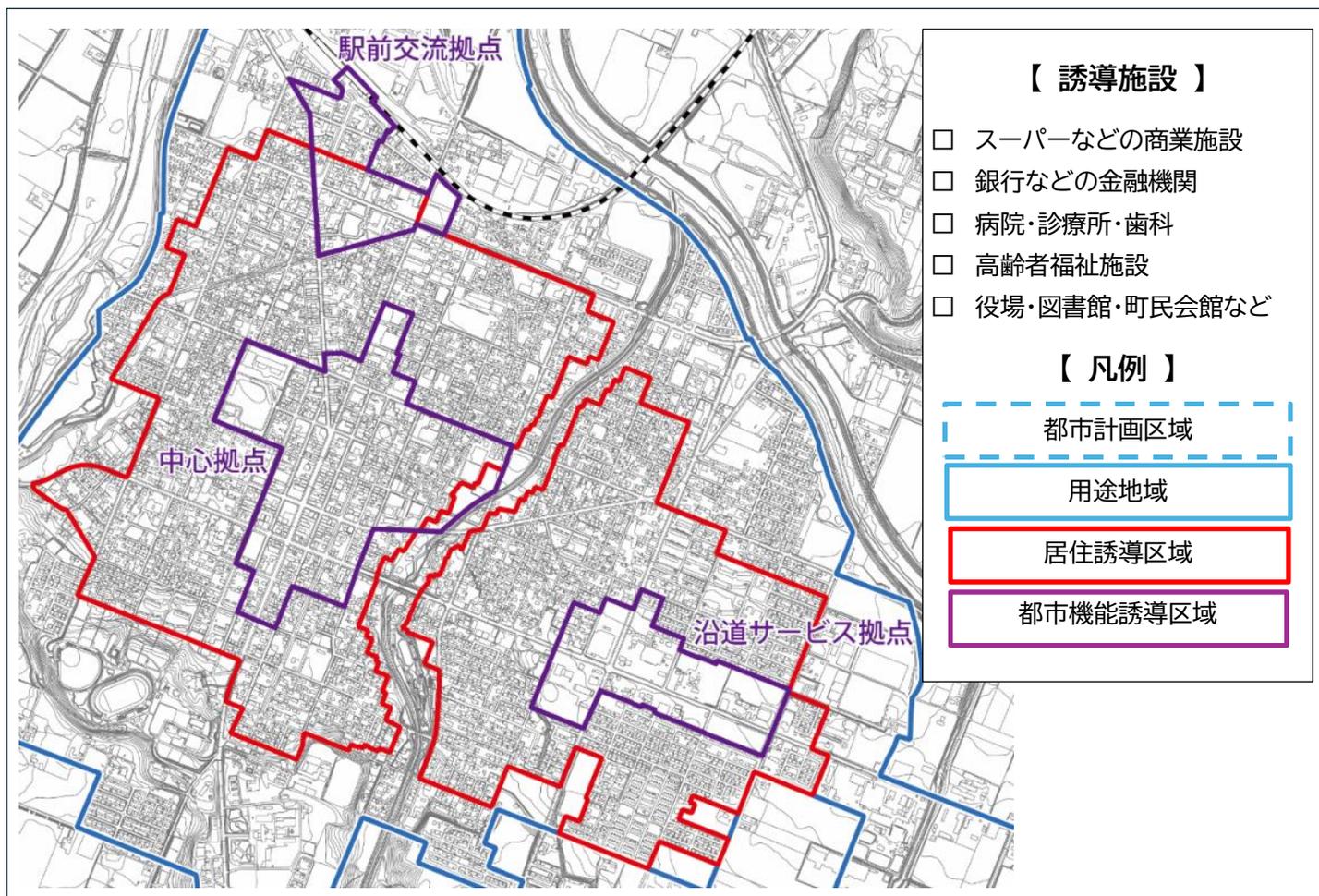


## 美幌町コンパクトなまちづくり計画に基づく届出制度のご案内

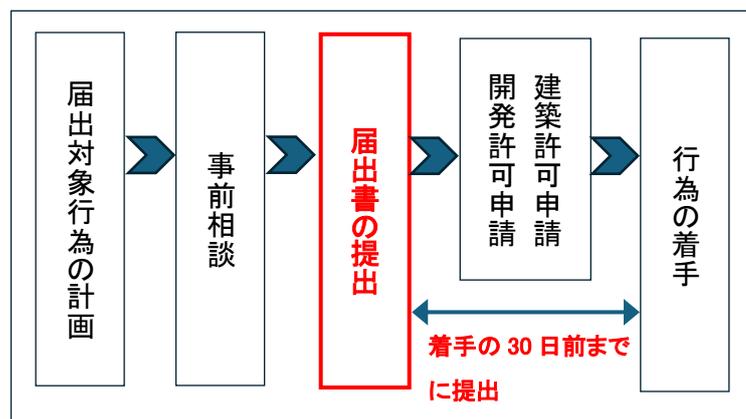
美幌町では、持続可能なまちづくりの実現に向けて、令和7年3月に「コンパクトなまちづくり計画」を策定いたしました。本計画に基づき、一定規模以上の開発・建築行為を行う場合は、工事着手の30日前までに町長への届出が必要となります。本パンフレットは、届出対象となる行為や手続きについて、事業者の皆様にご理解いただくための手引きとして作成いたしました。



### 【届出制度の目的】

居住誘導区域外での住宅開発の動きや、都市機能誘導区域内外での誘導施設の立地動向を美幌町が把握することを目的としています。届出内容によっては、協議・調整をお願いすることがあります。

### 【届出の流れ】



### 【お問い合わせ先・届出窓口】

美幌町 建設部建設課 都市整備グループ  
(役場庁舎2階13番窓口)

E-mail [tosiseibig@town.bihoro.hokkaido.jp](mailto:tosiseibig@town.bihoro.hokkaido.jp)

HP <https://www.bihoro.hokkaido.jp/site/konpakutokeikaku/>

## ● 届出の対象となる行為

### 1 居住誘導区域外の場合

区分	開発行為	建築等行為
対象行為	・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出書	・様式1	・様式2
必要書類	・位置図:対象地や周辺の状況を表示する図面(縮尺1/1,000程度) ・設計図:土地利用計画図等(縮尺1/500程度)	・位置図:建築行為の区域や周辺の状況を表示する図面(縮尺1/1,000程度) ・配置図:敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺1/100程度) ・立面図:2面以上の立面図(縮尺1/50程度) ・平面図:各界平面図(縮尺1/50程度)
提出期限	・工事の着手する日の30日前まで	

### 2 都市機能誘導区域外の場合

誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為など届出の対象となる行為を行う場合、事前届出が必要となります。詳細は、担当までお問い合わせください。

### 3 都市機能誘導区域内の場合

誘導施設を休止または廃止しようとする場合は事前届出が必要になります。詳細は、担当までお問い合わせください。

## ● 届出制度に関する Q&A

#### Q 届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか？

A 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅が対象です。(寄宿舍、下宿は対象外) サービス付き高齢者向け住宅や社宅等について、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、届出が必要です。

#### Q 届出対象区域の内外にわたる場合、届出は必要ですか？

A 敷地の一部が届出対象区域に含まれる場合は、届出が必要です。

#### Q 3戸の建売住宅を同時期に建築する場合、届出は必要ですか？

A 申請者及び着工日が同じで、隣接する土地に建築する場合は、届出が必要です。

#### Q 開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出は必要ですか？

A 開発行為、建築等行為のそれぞれについて届出が必要です。

#### Q 建物の一部に誘導施設を含む場合、届出は必要ですか？

A 一部でも誘導施設を含む場合は、届出が必要です。なお、1つの建物に複数の誘導施設が含まれる場合、届出は1件として扱います。

#### Q 届出をしなかった場合、罰則はありますか？

A 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に課せられる場合があります。